

## 成績評価の不備などによる お茶の水女子大学の除名処分の実施

知の市場協議会は2017年6月7日に、下記の通り、「成績評価の不備などによるお茶の水女子大学の除名処分と2017年の開講」を決定し、成績評価の不備や受講修了証の未発行などを理由に、お茶の水女子大学を知の市場から除名した。その一方で、2017年度の開講科目の円滑な実施を期するとともに、お茶の水女子大学の改善努力に期待して、その除名処分の執行を2017年度の開講機関としての業務が完了する時点まで猶予した。

しかしながらその後も、お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターが受講者に対して何の説明もしないまま2016年度を受講修了証を発行しない状況が続いているばかりか、2017年度前期の開講科目に関しても、受講者や講師陣などの度重なる注意喚起と強い要請にも拘らず、ライフワールド・ウォッチセンターは成績評価の不備を是正することなく、そして受講修了証の発行を行っていない。さらに、2017年度後期の開講科目に関する情報提供の不備により受講希望者などの混乱を招いた。

そして、お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターが知の市場の開講機関として社会的に約束をしたこのような諸々の責務を放擲したと言わざるを得ない由々しき状況にあることを、お茶の水女子大学の学長や理事・副学長などの執行部及び監事などの監査部門などは知り得る状況にあるにも拘わらず、何の是正措置も講じていない。その結果、こうした許容し難い状況は何ら改善されることなく今に至るまで続いているとともに、今後改善を期待するに足る何の予兆も見受けられない。

こうした経過と現状を踏まえると、お茶の水女子大学が社会的な責務を果たすための十分な能力と意思を持ち得ていないことが危惧されることから、除名処分の執行を2017年度の開講機関としての業務が完了する時点まで猶予することはかえって、受講者や講師陣などに不都合と混乱をもたらし、かつ、これらの多くの関係者や知の市場事務局に本来不必要な多くの負担を強いることになるばかりか、これまで長年にわたって知の市場が築いてきた社会的な信用を棄損し、社会的に悪影響を及ぼしかねないと思料される。故に、2017年度末を待つことなく2017年12月31日をもって除名処分の執行猶予を停止し、お茶の水女子大学の除名処分を2018年1月1日から実施することとする。

### 記

## 成績評価の不備などによる お茶の水女子大学の除名処分と2017年度の開講

知の市場の発足当初から毎年度開講してきたお茶の水女子大学は、2015年度から開講を取りやめた。しかし、2015年夏に示された学長はじめとするお茶の水女子大学執行部の意向を受けて、2015年12月に開催された知の市場協議会と評価委員会の議を経てお茶の水

女子大学ライフワールド・ウォッチセンターは再び開講機関となり 2016 年度に 5 科目を開講することとなった。しかし、開講機関として行うべき知の市場に関わるホームページの設定の不備や広報の不足などから一部科目が開講中止に追い込まれるなど、当初よりその活動は十分なものとは言い難い状況が続いていた。

そして 2016 年度後期の成績評価においてライフワールド・ウォッチセンターは、成績評価の大前提となる受講者の講義への出欠の確認について多くの誤りを犯し、かつ、知の市場事務局の再三にわたる具体的な指摘にも拘わらず十分な是正措置を講じないばかりか、出欠の確認と成績の評価という開講機関の基本的な責務を途中で放棄した。その結果、2016 年度後期の受講修了証は 2016 年度末を過ぎて 2017 年 6 月 1 日に至るまで未だに発行されていない。

これらの科目がお茶の水女子大学学部学生の正規の単位取得対象科目であることを踏まえて、この状況を大学の卒業に例えて言えば、卒業式の当日を過ぎても成績評価の不備のために卒業証書を発行していない状況に相当する。こうした異常な状況を改善すべく、これまで再三にわたりライフワールド・ウォッチセンターの長に注意喚起を行うとともにお茶の水女子大学の執行部にも報告してきたが未だに十分な是正措置は講じられていない。

こうした状態は、知の市場の諸規定に反するのみならず、受講修了証が発行されることを前提に受講し自己研鑽に励んできた受講者を冒瀆し悪影響をもたらしかねないばかりか、長年にわたり多くの人々の尽力により培われてきた知の市場の社会的な信頼と評価を著しく棄損し悪影響をもたらすものであり、さらには知の市場事務局に対して不必要かつ不当な負担の増加を強いるものであり、もはやこのまま看過することは許されない。

ついては、お茶の水女子大学ライフワールド・ウォッチセンターを知の市場から除名することとする。ただし、ライフワールド・ウォッチセンターが 2017 年度に 4 科目を開講することは 2017 年 1 月の時点から社会に広く周知されており、かつ、2017 年度前期の科目については既に開講中であり、現時点で除名処分を執行した場合、2017 年度前期の受講者及び 2017 年度後期に受講を予定するお茶の水女子大学の学生を含む人々に不測の悪影響をもたらしかねないことから、除名処分の執行を 2017 年度の開講機関としての業務が完了する時点まで猶予する。そしてこの間に十分な改善がみられた場合には処分を停止する。

なお、ライフワールド・ウォッチセンターの開講機関としての責務を軽減するため、また仮に今後ともライフワールド・ウォッチセンターが開講機関としての責務を十分に果たしえなかった場合にその影響を最小限に留めるため、2017 年度後期に開講する科目のうち 1 科目については、ライフワールド・ウォッチセンターが協賛機関として当初予定通り講義室を確保すると同時に、当該科目の講師陣を糾合する連携機関を開講機関としても位置づけ、その機関がライフワールド・ウォッチセンターに代わって開講機関の業務に当たることとする。